

「先住民族の権利に関する国連宣言」の森林認証制度に対する影響

中京大学 小坂田裕子

【出典】 Takanobu Kiriyama and Yuko Osakada, “The Ainu in Japan – The Ainu and International Law”, *Journal of Law and Politics of Osaka City University*（法学雑誌）, Vol. 63 No.4 (2017), pp. 1056-1070.（ILA の国際委員会（Committee on the Implementation of the Rights of Indigenous Peoples）の委員として、委員会に提出したレポート）

“III. Forest Certification and the Ainu”の日本語訳（加筆修正版）については、拙稿『先住民族の権利に関する国連宣言』の機能と課題－土地に対する権利を中心に』『安藤仁介先生追悼記念論文集』（信山社から発刊予定）の第5章に所収。

はじめに

森林認証制度：独立した第三者機関が環境・経済・社会に関する一定の基準をもとに適切な森林経営がおこなわれている森林又は経営組織等を認証し、認証された森林から生産される木材及び木材製品にラベルを付けて流通させることで、持続可能な森林経営を支援する仕組み。

：国際的に普及しているものとして、FSC^a（Forest Stewardship Council）と PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）

FSC：FSC 自身が作成した規格に沿って、FSC が認定した認証機関が審査を実施。

PEFC：一定の基準を満たしていると PEFC が認めた場合、その国独自の森林認証制度を PEFC が承認。

→日本では、SGEC（一般社団法人「緑の循環認証会議」：Sustainable Green Ecosystem Council）が、2016年に PEFC 国際認証制度との相互承認が認められる。

I. FSC

- ・ FSC 原則 10（資料①）
- ・ 国際標準指標（International Generic Indicators: IGI）（資料②）

- ・ FSC ジャパンによる国内規格（資料③）

北海道では、これまで3組織がFSC認証を取得してきたが、アイヌの土地の慣習的権利を正式に特定したものはない。ただし、北海道平取町における三井物産の森林管理。

II. PEFC/SGEC

- ・PEFC国際規格（資料④）

- ・TJConsulting社によるSGEC相互承認申請文書の最終評価案（資料⑤）

：その評価により特定された軽微な不適合を解決する条件を付して、理事会がSGEC制度を承認することを提言

↓

- ・2016年10月SGEC理事会で決議された「森林認証基準・指標・ガイドライン」の改正（資料⑥）

- ・2017年9月「基準5-1-5」に係る認証審査手順の「認証審査プロセス」の改正（資料⑦）

- ・一連の改正に関する北海道アイヌ協会の批判とそれに対するSGECの回答

（背景）SGECの森林認証を取得しているものの中には国有林や公有林も含まれており、SGECの認証規格の改正は国有林や公有林の管理に影響を及ぼす。

おわりに

FSC 及び PEFC：国連宣言の非拘束的性格は不遵守の抗弁として認められておらず、国が国内法上、先住民族の権利を認めていなくても、その慣習的権利の尊重が組織に対して求められる。

SGEC：国連宣言の尊重又は遵守の要件が明確でなく、PEFC評議会の要求事項に満たないことが指摘され、規格の改正がおこなわれてきたが、アイヌ民族の慣習的土地権の特定を要求することには慎重な態度をとっている。

（平取町アイヌ協会会長へのインタビュー）認証規格を厳しくし過ぎると、かえって企業が認証を取得してくれなくなるのではないか。